

## 第 2 農 業 編

## 解 説 8

## XⅢ 農畜産物流通の部

## 1 青果物卸売市場調査

青果物の流通改善対策及び価格安定対策等に資することを目的として、全国の主要な青果物卸売市場における、青果物の卸売数量及び卸売価額等を調査し、野菜49品目、果実44品目・品種について、青果物卸売市場の卸売会社を対象に電磁的記録媒体の提供、調査票の郵送配布・回収またはオンラインによるデータの収集により実施した。

## 2 食肉流通

と畜頭数については、と畜場法の規定によって設置されている全ての施設（岐阜4か所、愛知5か所、三重3か所）を対象とした。

調査対象畜は、食肉生産に供される牛、馬、豚の3種とした。

枝肉取引頭数及び卸売価格については、岐阜市食肉地方卸売市場、名古屋市中央卸売市場南部市場、地方卸売市場東三河食肉流通センター、四日市市食肉地方卸売市場における取引頭数、価格等について掲載した。

なお、牛については、と畜時の年齢により生後1年未満を子牛、生後1年以上を成牛に区分した。調査期間は、平成25年1月から12月の1か年である。

## 3 生乳及び牛乳等生産量

農林水産大臣が委託した民間事業者による乳製品工場及び牛乳処理場に対するオンライン調査又は往復郵送調査により作成した。

## 4 鶏卵流通

年間の集荷重量が10 t以上の集出荷機関のうち、直接集荷量（県内集荷分）の累計が県内総集荷量の60%以上となる集出荷機関を対象に調査を行った。

県計は調査対象の調査結果をもとに推定した。

調査期間は、平成25年1月から12月の1か年である。

## 5 食鳥流通

全ての食鳥処理場を対象に調査を行った。

調査期間は、平成25年1月から12月の1か年である。

## 用語の解説

## 青果物卸売市場調査

## 青果物卸売市場

卸売業者が生産者若しくは集出荷団体等から委託を受け、又は買い付けを行い、仲卸売業者又は小売業者等に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所である。

## 中央卸売市場

卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき、地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けて開設している市場。

## 卸売数量

青果物卸売市場で「せり」、「入札」又は「相対」の方法で取引された数量である。

## 卸売価額

青果物卸売市場における取扱金額であり、消費税を含む価額である。

## 卸売価格

卸売価額を卸売数量で除して算出した1kg当たり平均価格である。

## と畜場統計調査

## と畜場

「と畜場法」（昭和28年法律第114号）に基づき、食肉に供する目的で獣畜をと畜又は解体するために設置された施設をいう。

なお、食肉卸売市場及び食肉センターに併設されているものを含む。

## と畜頭数

と畜場において、肉畜を食用に供する目的でと畜した頭数（切迫と畜頭数も含む。）をいう。したがって、と畜場に入場しても、と畜禁止あるいはと畜解体後の内臓検査等において病畜と判定され、枝肉の全部が焼却又は廃棄されたものは食用に供されないため、と畜頭数から除外した。

なお、枝肉の一部が廃棄されても残存部がある場合には頭数として数える。

## 食肉卸売市場調査

## 枝肉

と畜場において肉畜を食用に供する目的でと畜し、放血して、はく皮又ははく毛し、内臓を摘出した骨付きの肉のことをいう。

## 卸売価格

荷受会社が、仲卸業者又は売買参加者に売渡した枝肉の総価額を総重量で除して算出した価格をいい、消費税を含んだものである。

## 牛乳乳製品統計調査

生乳	搾乳したままの人の手を加えない乳用牛の乳をいう。
生乳生産量	初乳（分娩後5日内の乳）を除く生乳の総量をいう。 牛乳処理場・乳製品工場（以下「処理場・工場」という。）に出荷された生乳の数量及び生産者の自家飲用や子牛ほ乳用などの出荷されない生乳の数量が含まれる。 なお、生産者が疾病、薬剤投与等により生乳を廃棄した場合は、生産量に含めない。 また、調査時の生乳生産量の把握は、生産者から処理場・工場へ生乳が搬入された時点の量（出荷された量）を把握し、生産者の自家飲用や子牛ほ乳用などの出荷されない生乳の量は他統計結果を用いて推定する。
生乳の移出（入）量	処理場・工場が県外の生産者又は処理場・工場から受乳した生乳量を移入量といい、生産者又は処理場・工場が県外の処理場・工場へ送乳した生乳量を移出量という。
牛乳等向け	牛乳等（飲用牛乳等に乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を加えたもの）に仕向けたものをいう。
業務用向け	牛乳等向けのうち、製菓用や飲料用等、食品原料用（製造・加工用）の牛乳、成分調整牛乳及び加工乳として仕向けたものをいう。
乳製品向け	生乳のまま乳製品（れん乳、粉乳、バター、クリーム、チーズ及びアイスクリーム等）に仕向けたものをいう。
牛乳	生乳以外のものを混入することなく、直接飲用又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で乳等省令に定める成分規格並びに製造及び保存の方法の基準に沿って製造されたものをいう。
業務用	牛乳、成分調整牛乳及び加工乳のうち、直接飲用に仕向けられたものを除き、製菓用や飲料用等、食品原料用（製造・加工用）として仕向けられたものをいう。
加工乳	生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいう。
成分調整牛乳	生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいう。
乳飲料	生乳、牛乳、特別牛乳及びこれらを原料として製造した乳製品を主原料とした飲料で、乳及び乳製品以外のもの（ビタミン、カルシウム、果汁、コーヒーなど）を加えたものをいう。
はっ酵乳	生乳及び乳製品を原料として、これを乳酸菌又は酵母ではっ酵させ、糊状又は液状にしたものをいう。

## 鶏卵流通統計調査

- 生産量 鶏から食用、加工用、種卵、自家消費等として生産された卵の量をいい、奇形卵は含むが、収卵不可能な破卵、未熟卵は含めない。
- 出荷量 食用として販売した量をいい、自給量及び種卵・その他の量は、出荷量には含めない。
- 入荷量 鶏卵荷受機関、鶏卵問屋等に入荷した鶏卵の数量をいう。

## 食鳥流通統計調査

- 食鳥処理場 家きんを食用に供する目的でと鳥し、と体・中ぬき及び解体を行う事業所をいう。なお、調査の対象とする食鳥処理場には中ぬき及び解体の処理のみを行っている処理場を含めない。
- 出荷量 (生体) 飼養者が食鳥処理場に出荷した羽数及び重量をいう。
- 処理量 (生体) 食鳥処理場が処理した生体の羽数及び重量をいう。  
なお、食鳥処理場がと体取引を行っている場合は、と体重量に平均換算係数1.1 (生体重量/と体重量) を乗じて算出した。